

## モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付規程

令和5年8月2日 環物流第5-042号

一般財団法人環境優良車普及機構

### （通則）

第1条 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱（令和5年2月27日付け国官参物第370号。以下「交付要綱」という。）、コンテナ専用トラック等導入事業実施要領（令和5年2月27日付け国官参物第371号。以下「実施要領」という。）及びその他法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「第二種貨物利用運送事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者（船舶運航事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る同法第2条第1項に規定する利用運送を行う者に限る。）

イ アに掲げる者が貨物利用運送事業法第21条第1項第三号の集配事業計画に記載する第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集配受託者であること

二 「コンテナ専用トラック等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨及び配達（船舶運航事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達に限る。イにおいて同じ。）の用に供する自動車であって、その荷台にコンテナ貨物を緊締する装置を備えたもの

イ 第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨及び配達の用に供する被けん引自動車であって、コンテナ貨物を緊締する装置を備えたもの

### （交付の目的）

第3条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）が行う、国土交通省からの交付要綱第4条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### （交付の対象等）

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として実施要領第3の（3）において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、国土交通大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙（第4条関係）の4に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表申請者、それ以外の申請者を共同申請者という。代表申請者は、補助事業の実施に

係る全ての責を負うものとし、共同申請者が法令等若しくはこの規程に違反した場合についても代表申請者がその責を負うものとする。

- 4 他の法令及び予算に基づく国からの他の補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙（第4条関係）に定めるとおりとする。

#### （交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
  - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる上限の額以内の額又は補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、200万円を超える場合は200万円とする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の申請兼完了実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表申請者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書兼完了実績報告書に機構が定める書類を添付して、機構が別に定める時期までに提出しなければならない。

#### （交付決定及び交付金額の確定）

- 第7条 機構は、第6条の規定による交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合には、当該申請及び報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書兼交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。
- 2 機構は、第5条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### （交付の条件）

- 第8条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
- 一 申請者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱、実施要領、その他法令、この規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従う

こと。

- 二 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により申請者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。
- 三 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 四 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、申請者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 五 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第3による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 六 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 七 機構は、この補助事業の完了によって申請者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。
- 八 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式第4による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産にコンテナ専用トラック等導入事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 九 申請者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。
- 十 申請者は、機構が申請内容に対しての追加報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 申請者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合

にあつては、この限りでない。

- 2 機構が、第7条第1項の規定に基づく交付決定及び額の確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
  - 一 機構は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - 三 機構は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付に係る実績報告は、第6条の規定による交付申請書兼完了実績報告書の提出によりなされたものとみなす。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、第7条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第5による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第13条 機構は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 申請者が、法令、この規程又は法令若しくはこの規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 申請者が、申請に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 申請者が、別紙（第17条関係）暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 機構は、前項に基づく解除又は変更をしたときは、すみやかに申請者に通知するものとする。

3 機構は、前項の通知を行った場合において、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項の返還を請求する場合は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて当該申請

者から徴収するものとする。

- 5 機構は、第3項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに申請者に通知するものとする。
  - 一 返還すべき補助金の額
  - 二 加算金に関する事項
  - 三 納期限
- 6 申請者は、機構から第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、補助金返還について報告しなければならない。
- 7 機構は、申請者が、返還すべき補助金を第5項第三号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第14条 機構は、加算金を徴収する場合において、申請者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(補助事業の経理等)

第16条 申請者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 申請者は、別紙(第17条関係)の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書兼完了実績報告書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第18条 機構は、申請者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年8月4日から施行する。

別表第1

1. 補助事業の内容	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 交付額の算定方法
コンテナ専用トラック等導入事業	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で機構が承認した経費(補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	機構が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、上限200万円以内の額又は補助率2分の1を乗じて得た額以内の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、200万円を超える場合は200万円とする。</p>

注1 本事業で対象とする設備は、実施要領第3(1)に該当する設備・機器及び車両をいう。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費  現場管理費  一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、申請者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、申請者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>



号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

## 別紙(第4条関係)

### 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

#### 1 対象事業の要件

- (1) 本事業は、貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集貨及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者等が、コンテナ専用トラック等を導入する事業を対象とする。
- (2) コンテナ専用トラック等を導入することにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図るとともに、物流分野の労働力不足に対応した物流効率化の取組をより一層推進する事業を対象とする。

#### 2 補助対象設備等

- (1) 公募開始日以降に登録(新車を新規登録するものに限る。)されたコンテナ専用トラックの緊締装置 ※登録諸費用等は除く
- (2) 公募開始日以降に登録(新車を新規登録するものに限る。)された緊締装置付きコンテナトレーラ ※登録諸費用等は除く

#### 3 補助金の交付額

補助率 2分の1以内 (上限は200万円)

#### 4 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できる者(申請者)は、次に掲げる者とする。

- ① 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者(船舶運航事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る同法第2条第1項に規定する利用運送を行う者に限る。)
- ② ①に掲げる者が貨物利用運送事業法第21条第1項第三号の集配事業計画に記載する第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集配受託者
- ③ 補助対象の設備等を①、②又は④にファイナンスリースにより提供する契約を行う事業者(ただし、転リースは補助対象外とする。)
- ④ その他大臣の承認を得て機構が適当と認める者

#### 5 維持管理

補助事業により導入した装置、設備、車両等は、この規程第8条第八号及び第九号に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

## 別紙（第17条関係）

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 当社が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は当社の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書兼完了実績報告書(第6条関係)

様式第2 交付決定通知書兼交付額確定通知書(第7条関係)

様式第3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8条関係)

様式第4 取得財産等管理台帳(第8条関係)

様式第5 精算払請求書(第12条関係)

一般財団法人環境優良車普及機構  
代表理事 岩村 敬 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金  
(コンテナ専用トラック等導入事業) 交付申請書兼完了実績報告書

モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙1 実施計画書兼実施報告書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費  
別紙2 経費内訳兼経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の完了年月日  
令和 年 月 日
- 5 その他参考資料
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名  
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名  
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第4条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表申請者が提出すること。

注2 別紙1又は別紙2において設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する納品書、請求書、金融機関支払証明、領収書、法律に基づく登録に係る通知の写し、写真アルバム、様式第4取得財産等管理台帳などを添付すること。

別紙 1

令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金  
(コンテナ専用トラック等導入事業) 実施計画書兼実施報告書

1. 申請者等の概要

事業名		コンテナ専用トラック等導入事業
事業実施の申請者名		
代表申請者		
事業実施責任者	氏名	
	所属部署名・役職	
	住所(所在地)	〒
	電話番号	
	E-mail アドレス	
連絡窓口担当者	氏名	
	所属部署名・役職	
	住所(書類の受領先)	〒
	電話番号	
	E-mail アドレス	
共同申請者		
事業実施責任者	共同申請者名称	
	氏名	
	所属部署名・役職	
	電話番号	
	E-mail アドレス	

2. 本事業申請の目的等、事業の概要 (下記にチェック及び□内の記入が無い場合は補助対象外となります ((2) ③は除く。))

(1) 本事業申請の目的等 (該当する場合は☑及び必要事項を記載してください。)

- 貨物の集配拠点 (拠点駅又は仕立地を記載してください。) においてコンテナ専用トラック等を導入し、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図るとともに、物流分野の労働力不足に対応した物流効率化の取組をより一層推進することを目的として申請します。

拠点駅又は仕立地

記載例：○○貨物ターミナル駅又は▲▲港

(2) 申請対象者の要件 (該当する場合は☑及び必要事項を記載してください。)

① 第二種貨物利用運送事業者 (内航・鉄道)

- 第二種貨物利用運送事業の許可を受けている。  
 事業計画及び集配事業計画において、拠点駅又は仕立地の認可等を受けている

- この他、貨物利用運送事業において法令で必要とされる許認可申請・届出を適切に行っている
  - 貨物利用運送事業報告規則に基づく定期報告を適切に行っている
  - ② 第二種貨物利用運送事業者（内航・鉄道）から集配の委託を受けた貨物自動車運送事業者
    - 貨物自動車運送事業の許可を受けている
    - 委託元である第二種貨物利用運送事業者の集配事業計画の拠点駅又は仕立地における集配委託先として届出している又は新たに行おうとしている
- ※新たに行おうとしている場合は、(1)の集配拠点における第二種貨物利用運送事業者（内航・鉄道）との集配委託契約書を添付すること（委託元事業者名及び所在地を記載してください。）

委託元事業者名及び集配営業所名：
委託元事業者の営業所位置　：

- 貨物自動車運送事業において法令で必要とされる許認可申請・届出を適切に行っている
- 貨物自動車運送事業報告規則に基づく定期報告を適切に行っている
- ③ ①又は②の者と補助対象の自動車等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業
  - 共同申請者となる①又は②の者が上記の該当要件を満たしている。(①又は②を記載すること)

(3) 事業の主たる実施場所

集配営業所名	
集配営業所位置 (使用の本拠の位置)	

3. 導入するコンテナ専用トラック等の仕様

車体の形状	緊縮方式：コンテナのサイズ×個数	緊縮装置 個数	法定耐用年数

(記入例)

コンテナトレーラ	A：①40ft×1個、②20ft×2個 B：③10ft×3個	A：8個 B：6個	4年
コンテナ専用車	A：①20ft×1個 B：②10ft×2個	A：4個 B：4個	4年

- \* 1 「車体の形状」欄は、「コンテナ専用車」又は「コンテナトレーラ」のどちらかを記入する。
- \* 2 「緊縮方式：コンテナのサイズ×個数」欄は、1台のシャシに積載可能なコンテナのサイズ、個数を記載する。  
A=ツイストロック B=半自動式中央緊縮装置
- \* 3 「緊縮装置個数」欄は、1台のシャシに取り付ける緊縮装置の個数（例：40ft1台=4個）を記入する。

4. 事業実施完了日

補助事業の完了年月日（補助対象車両の登録日）：令和　　年　　月　　日	
★自動車検査証（車検証*）から転記してください。	
自動車登録番号	
車名（メーカー名）	
車台番号	
型式	

\* 電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」



別紙2

令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）に要する  
経費内訳兼経費所要額精算調書

所要経費	(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4) 補助対象経費 支出額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×1/2 ※千円未満は切り捨て	
	— 円	円	円	,000 円	
補助対象経費支出額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 設備費 ・設備費 ・ ・ (交付規程別表第2「1区分」「2 費目」を参照し記載すること)		〇〇〇 円	名称 (数量) × (単価) = 金額		
合計		円			
購入した主な財産の内訳					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入年月
(例： ①コンテナトレーラの場合 車名（メーカー名） ②緊締装置の場合 緊締装置一式	コンテナトレーラ  ツイストロック				

注1 納品書、請求書、金融機関支払証明、領収書、補助対象設備の内訳が分かる明細書で、納品された設備のうち補助対象設備の積算費目等が明らかに分かるようマーキングした資料、法律に基づく登録に係る通知の写し（自動車検査証（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」）の写し）、仕様書、図面等、写真アルバム、様式第4取得財産等管理台帳、自動車賃貸借契約書の写し（ファイナンスリースの場合に限る。）等を添付すること。

注2 所要経費(8)補助金所要額の補助率については、1/2として計算し、1,000円未満切り捨てで記載すること。

注3 所要経費(8)補助金所要額が上限額（200万円）を超える場合は、上限額に置き換える。

注4 所要経費(8)補助金所要額が上限額（200万円）未満の場合は、1,000円未満切り捨てで記載すること。

令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金  
(コンテナ専用トラック等導入事業) 交付決定通知書兼交付額確定通知書

申請者

年 月 日付けで交付申請兼完了実績報告のあったモーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業)については、モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構  
代 表 理 事 岩 村 敬

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書兼完了実績報告書のとおりである。

2 補助金の補助対象経費、交付決定額及び確定額は次のとおりである。

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
確定額	金	円

3 申請者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) 交付要綱(令和5年2月27日付け国官参物第370号)、コンテナ専用トラック等導入事業実施要領(令和5年2月27日付け国官参物第371号)及び交付規程に従わなければならない。

4 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は交付決定の日から 15 日以内とする。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

部署名：

責任者 職・氏名：

担当者 職・氏名：

TEL：

E-mail：

様式第3（第8条関係）

第 号  
年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構

代 表 理 事 岩 村 敬 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業)について、モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業)交付規程第8条第五号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(交付規程第7条第1項による額の確定額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・E メールアドレス)

注1 交付規程第4条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表申請者が報告すること。

注2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第4（第8条関係）

令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金  
 (コンテナ専用トラック等導入事業)取得財産等管理台帳

財産名 (コンテナトレーラの車名 及び自動車登録番号又 は緊締装置の名称等)	車体の形状 又は緊締装 置の形状	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	使用の本拠の 位置

- 注1 対象となる取得財産等は、コンテナ専用トラック等導入事業により取得したコンテナ専用トラック等とする。
- 注2 取得年月日は、登録年月日を記載すること。
- 注3 耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき、積載量2トン以下の場合は3年、積載量2トン超の場合は4年と記載すること。
- 注4 使用の本拠の位置は、自動車検査証（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」）の使用の本拠の位置の記載内容を記載すること。

一般財団法人環境優良車普及機構

代 表 理 事 岩 村 敬 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金  
(コンテナ専用トラック等導入事業)精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業)の精算払を受けたいので、モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業)交付規程第12条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付確定額 円
- 3 補助金の請求額

請求金額	金		円
金融機関名			支店名
銀行コード			支店コード
預金の種別		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

注1 交付規程第4条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表申請者が請求すること。

- 4 精算払請求書を請求する際に、ファイナンスリースの場合は、現行リース料から補助金相当額が減額されている内容が証明できる契約書を添付してください。
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先(電話番号・E メールアドレス)